



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 神戸電鉄株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 寺田 信彦
(コード番号:9046 東証第 1 部)
問 合 せ 先 人事総務部長 出雲 哲
(TEL. 078—576—8651 (代))

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 9 日開催予定の第 142 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	80,615,668 株
併合により減少する株式数	72,554,102 株
併合後の発行済株式総数	8,061,566 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

（3）併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満所有株主	2,331 名（23.50%）	3,140 株（0.00%）
10 株以上所有株主	7,587 名（76.50%）	80,612,528 株（100.00%）
総株主	9,918 名（100.00%）	80,615,668 株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満のみご所有の株主様（2,331 名）（所有株式数の合計 3,140 株）は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りの請求手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

（4）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、当社が会社法の定めに基づき一括して処分し、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

（5）株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

（1）変更の理由

① 平成 27 年 4 月の介護保険法改正に伴い、現行定款第 2 条に規定する事業目的を追加するとともに、所要の整備を行うものであります。

② 上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条を変更するものであります。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	（目 的） 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

現 行 定 款	変 更 案
1. ～16. (条文省略) 17. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及 <u>び居宅サービス事業</u> 18. ～31. (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億6千 万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。 (新 設)	1. ～16. (現行どおり) 17. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、 <u>居宅サービス事業、介護予防サービス事業 及び第1号事業</u> 18. ～31. (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1千6 百万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第1条 第6条及び第8条の変更は、平成29年 10月1日をもって効力が発生するものとす る。</u> <u>本条は平成29年10月1日の経過後、これを 削除するものとする。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年 5月 11日
定時株主総会決議日	平成29年 6月 9日 (予定)
定款一部変更 (第2条の変更および附則第1条の新設) の効力発生日	平成29年 6月 9日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)
定款一部変更 (第6条および第8条の変更) の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが、今回の単元株式数の変更です。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。

今回、当社では、単元株式数を100株に変更することに併せて、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないですか。

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の10分の1となりますが、1株当たりの資産価値は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は、株式併合前の10倍となります。

具体例を挙げてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および資産価値等は、理論上は、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備 考
所有株式数	10,000株	1,000株	10分の1
株 価	380円	3,800円	10倍
資 産 価 値	380万円	380万円	変化なし

Q 5. 所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様所有の当社株式数は、今回の単元株式数の変更および株式併合の効力発生（平成 29 年 10 月 1 日予定）の前後で、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	株式数	議決権数	株式数	議決権数	端数株式
例①	11,001 株	11 個	1,100 株	11 個	0.1 株
例②	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例③	505 株	なし	50 株	なし	0.5 株
例④	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例①、③および④のような場合）は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買い取り、端数株式が生じた株主様に対し、その処分代金または買取代金を、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式の処分代金または買取代金につきましては、平成 29 年 12 月上旬頃、お支払いさせていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合（上記例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うことになります。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りの手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株式名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

具体的なスケジュールは、以下のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 9 日 定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日 1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬頃 端数株式処分（買取）代金の支払開始

Q 7. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

Q 8. 株主優待制度については、どうなるのでしょうか。

株式併合の割合（10 株を 1 株にする併合）に応じて発行基準株式数を変更いたします。それに伴いまして、乗車券、「有馬温泉 太閤の湯」優待券・割引券につきましては、発行基準を一部変更いたします。

なお、株主優待乗車証および「有馬ビューホテルうらら」宿泊割引券につきましては、実質的な発行基準に変更はございません。

詳細は、本日別途開示しております「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してのお問い合わせ、並びに単元未満株式の買取制度その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
電話 (0120) 094-777 (通話料無料)

以 上